

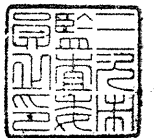


三次市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した、令和3年度
定期監査等の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

三次市監査委員 升本 美知子
三次市監査委員 竹原 孝剛



(別紙)

監査結果

1 監査の種類

定期監査及び行政監査

2 監査の対象課

市民部市民課，市民部課税課，福祉保健部健康推進課，子育て支援部子育て支援課，水道局下水道課

3 監査の実施場所及び期間

実施場所：三次市役所（三次市十日市中二丁目8番1号）

期 間：令和3年10月28日～令和4年3月1日

4 監査の対象範囲

令和2年度における事務等の執行状況（一部令和3年度分を含む）

5 監査の着眼点

事務及び事業が法令に基づき適正に執行されているか，また，効率的，効果的に執行されているかに主眼を置き実施した。

6 監査の実施内容（方法）

- (1) 三次市監査委員監査基準に準拠し実施した。
- (2) 現地調査及び抽出の方法による関係書類の検査照合を行うとともに，関係職員からの説明聴取等により実施した。

7 監査の結果

事務処理及び事業執行について，関係書類等を監査した限りにおいて，おおむね適正に処理されていると認められた。

なお，一部に次のとおり改善を要する事項が認められたが，すでに必要な措

置を講じ、適正に処理されたことを確認した。

また、軽易な指摘・要望事項等については、それぞれ監査の過程において指摘・指導したので記述を省略する。

【子育て支援部子育て支援課】

- ・私立幼稚園及び認可外保育施設多子世帯保育料軽減補助金業務
補助金額の上限誤りがあった。